



熊本県公報

第 1 1 8 3 2 号
平成 21 年 8 月 14 日(金)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示	
○保安林の指定	(森林保全課) 1
○障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関(精神通院医療)の指定	(障害者支援総室) 2
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるものとされた生活保護法の規定による医療機関の指定	(社会福祉課) 2
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるものとされた生活保護法の規定による医療機関の変更	(") 3
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるものとされた生活保護法の規定による医療機関の廃止	(") 3
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるものとされた生活保護法の規定による施術者の指定	(") 3
○保安林の指定に関する予定	(森林保全課) 4
○保安林の指定に関する予定	(") 4
○精神保健福祉法第19条の8に基づく指定病院の指定	(障害者支援総室) 4
○保安林の指定	(森林保全課) 5
○保安林の指定に関する予定	(") 5
○特定計量器定期検査の実施	(産業支援課) 6
○道路の供用開始	(道路保全課) 6
○道路の供用開始	(") 7
公 告	
○道路の位置指定の公告	(建築課) 7
○道路の位置指定の公告	(") 7
○道路の位置指定の公告	(") 7
○都市計画法による開発行為工事完了公告	(") 8
○営業所等の所在を確知できない貸金業者に係る公告	(食の安全・消費生活課) 8
○都市計画法による開発行為工事完了公告	(建築課) 8
登 載 依 頼	
○熊本県立高等学校学則の一部を改正する規則	(高校教育課) 8

告 示

熊本県告示第774号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成21年8月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林の所在場所 熊本県天草郡苓北町坂瀬川字種草1479番2、1479番3、1485番1、1485番3、1485番5、1486番、1488番2、字臼木1489番、1492番2、1493番、1512番、1517番
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字種草1485番5・1488番2・字臼木1489番・1493番(以上4筆について次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県天草地域振興局並びに苓北町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 775 号

障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 54 条第 2 項の規定により指定自立支援医療機関を次のとおり指定したので、同法第 69 条の規定により公示する。

平成 21 年 8 月 14 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(精神通院医療)

医療機関の名称及び所在地	医療機関の開設者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	医療機関コード
御幸病院 熊本市御幸笛田六丁目 7 番 40 号	医療法人 博光会 熊本市御幸笛田六丁目 7 番 40 号 富島 三貴	平成 21 年 8 月 1 日	0119625
芦北学園発達医療センター 芦北郡芦北町芦北 2813	社会福祉法人 志友会 芦北郡芦北町芦北 2813 篠原 千鶴	平成 21 年 8 月 1 日	3010359

熊本県告示第 776 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 49 条の規定により指定医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法第 55 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 55 条の 2 の規定により告示する。

平成 21 年 8 月 14 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(歯科)

医療機関名称	医療機関所在地	指定年月日
ふじもと歯科医院	山鹿市鹿央町合里 672 番地 1	平成 21 年 5 月 1 日
あさひ歯科クリニック	鹿本郡植木町舞尾石佛 620 番地 ウェッキー 2 F	平成 21 年 5 月 1 日
やまだ歯科医院	八代市鏡町内田 270 番地 1	平成 21 年 7 月 9 日
竜北歯科クリニック	八代郡氷川町鹿野 322 番地 5	平成 21 年 6 月 1 日

(薬局)

医療機関名称	医療機関所在地	指定年月日
おかだけ調剤薬局	宇城市松橋町松橋 772 番地 3	平成 21 年 7 月 1 日

熊本県告示第777号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により次の指定医療機関から変更の届出があったので、生活保護法第55条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条の2の規定により告示する。
平成21年8月14日

熊本県知事 蒲島郁夫

（薬局）

医療機関名称	変更事項		変更年月日
	旧	新	
さくら薬局	開設者		平成21年6月1日
	有限会社 健康共同フアルマ	株式会社 健康共同フアルマ	

熊本県告示第778号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により次の指定医療機関から事業の廃止の届出があったので、生活保護法第55条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条の2の規定により告示する。
平成21年8月14日

熊本県知事 蒲島郁夫

（歯科）

医療機関名称	医療機関所在地	廃止年月日
あさひ歯科クリニック	鹿本郡植木町舞尾620番地	平成21年4月30日
竜北歯科クリニック	八代郡氷川町鹿野322番地5	平成21年5月31日

（薬局）

医療機関名称	医療機関所在地	廃止年月日
太陽薬局	球磨郡多良木町黒肥地尾崎1612番地1	平成18年2月23日
うらた薬局	天草市牛深町新瀬崎23番地	平成20年3月31日

熊本県告示第779号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条において準用する同法第49条の規定により施術者を次のとおり指定したので、生活保護法第55条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条の2の規定により告示する。
平成21年8月14日

熊本県知事 蒲島郁夫

(施術者〔柔道整備師〕)

施術所名称	施術者	施術所所在地	指定年月日
まごころ整骨院	西 恭平	水俣市桜井町一丁目2番3号	平成21年8月4日
まごころ整骨院	南 貴憲	水俣市桜井町一丁目2番3号	平成21年8月4日

熊本県告示第780号

次の森林を保安林予定森林にするので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により告示する。

平成21年8月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県天草市河浦町今富字中名切273番、280番、283番、285番、290番1から290番3まで、313番、318番、318番2、320番、324番1、326番、270番1・292番・294番（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字中名切290番2、270番1・280番・283番・290番1・292番・294番（以上6筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県天草地域振興局並びに天草市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第781号

次の森林を保安林予定森林にするので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により告示する。

平成21年8月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県上天草市松島町合津字瀬戸6895番3、6932番2
- 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県天草地域振興局並びに上天草市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第782号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第19条の8の規定により次の病院を指定病院として指定した。

平成21年8月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

経営種別	病院名	管理者名	所在地	指定期間
医療法人	城南病院	宮崎 久義	下益城郡城南町舞原無番地	平成21年8月1日から平成23年2月28日まで

部森林保全課及び熊本県上益城地域振興局並びに山都町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第785号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により菊池市、合志市及び菊池郡における特定計量器定期検査を次のとおり実施するので、同法第21条第2項の規定により告示する。

平成21年8月14日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 集合検査

検査区域	検査日	検査受付時間	検査場所	対象となる特定計量器
大津町	平成21年10月1日	午前10時から午後3時まで	大津町役場	非自動はかり（計量法施行令（平成5年政令第329号）第5条第1号又は第2号に掲げるものを除く。）、分銅及びおもり
大津町	平成21年10月2日	午前10時から午後3時まで	大津町役場	
菊陽町	平成21年10月5日	午前10時から午後3時まで	菊陽町中央公民館	
菊池市	平成21年10月8日	午前10時から午後3時まで	J A 菊池 七城野菜選果場	
菊池市	平成21年10月9日	午前10時から午後3時まで	泗水中央公民館	
菊池市	平成21年10月13日	午前10時から午後3時まで	太陽の家	
菊池市	平成21年10月14日	午前10時から午前11時まで	J A 菊池 竜門支所	
菊池市	平成21年10月14日	午後1時から午後3時まで	J A 菊池 水源支所	
菊池市	平成21年10月15日	午前10時から午後3時まで	菊池市役所	
菊池市	平成21年10月16日	午前10時から午後3時まで	菊池市役所	
合志市	平成21年10月19日	午前9時半から午前11時半まで	合志市商工会支所	
合志市	平成21年10月19日	午後1時から午後2時半まで	三つの木の家	
合志市	平成21年10月19日	午後3時から午後4時まで	国立療養所 菊池恵楓園	
合志市	平成21年10月20日	午前10時から正午まで	J A 菊池 西合志中央支所	
合志市	平成21年10月20日	午後1時半から午後3時まで	妙泉寺体育館	

2 所在場所検査

実施期日	実施場所
平成21年9月24日から平成21年10月23日まで	特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項第1号から第5号に定めるものにあつては、その計量器の所在場所

3 実施機関

社団法人 熊本県計量協会

熊本県告示第786号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成21年8月14日から60日間、熊本県土木部道路保全課におい

て一般の縦覧に供する。
平成21年8月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供 用 を 開 始 す る 区 間	延 長 (メートル)	備 考
一般国道	389号	天草郡苓北町都呂々字萱ノ木 2235番1地先から 同所 2290番3地先まで	422.7	国防災 (改築 による 拡幅)

2 供用を開始する期日 平成21年8月17日

熊本県告示第787号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。
その関係図面は、平成21年8月14日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。
平成21年8月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供 用 を 開 始 す る 区 間	延 長 (メートル)	備 考
一般県道	河内矢部線	上益城郡山都町上差尾小字新道 992番1地先から 同町上差尾小字内門 501番地先まで	165.8	単道改 (改築 による 拡幅)

2 供用を開始する期日 平成21年8月14日

公 告

熊本県公告第437号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。
平成21年8月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 築造者の住所 天草市亀場町亀川1389番地1
- 2 築造者の氏名 岡部典子
- 3 道路の位置 天草市亀場町亀川字新涯1558番9
- 4 道路の幅員 4.02メートル
- 5 道路の延長 8.97メートル
- 6 指定年月日 平成21年7月28日
- 7 指定番号 熊本県指令天草技管第7号

熊本県公告第438号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。
平成21年8月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 築造者の住所 玉名市立願寺135番地1
- 2 築造者の氏名 株式会社かずやハウジング
- 3 道路の位置 玉名市中字差原2046番12、同2046番13及び同2050番9
- 4 道路の幅員 5.01メートルから5.67メートルまで
- 5 道路の延長 34.93メートル
- 6 指定年月日 平成21年7月29日
- 7 指定番号 熊本県指令玉名景建第10号

熊本県公告第439号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成21年8月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 築造者の住所 玉名市中1655番地
- 2 築造者の氏名 有限会社古庄工務店
- 3 道路の位置 玉名市中字差原2078番3
- 4 道路の幅員 5.00メートル
- 5 道路の延長 30.74メートル
- 6 指定年月日 平成21年7月30日
- 7 指定番号 熊本県指令玉名景建第11号

熊本県公告第440号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成21年8月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡嘉島町大字上島字芝原2075番1、同2075番5及び同2076番1
1, 494.81平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
東京都千代田区二番町8番地8
株式会社セブンイレブン・ジャパン

熊本県公告第441号

次の貸金業者については、その営業所又は事務所の所在地を確知できないため、貸金業法（昭和58年法律第32号）第24条の6の6第1項第1号の規定により公告する。
なお、この公告の日から30日を経過しても申出がないときは、同項の規定により貸金業の登録を取り消す。
平成21年8月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

屋号	クラウン企画
氏名	川本 清志
登録番号	熊本県知事（1）第02410号
登録年月日	平成19年4月24日
主たる営業所等の所在地	熊本市龍田七丁目3番84号

熊本県公告第442号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成21年8月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市須屋字群窪2695番10、同2695番11、同2695番12、同2695番13、同2695番16、同2695番504、同2695番505、同2695番506、字過怠松2696番70、同2696番71、同2696番72、同2696番73、同2696番74、同2696番75、同2696番76、同2696番77、同2696番78、同2696番79、同2696番80、同2696番88、同2696番92、同2696番723、同2696番724、同2696番725、同2696番93の一部、同市栄字西沖3794番13、同3794番14、同3794番15、同3794番62、同3794番104の一部、同3794番105及び里道35, 327.69平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市江津一丁目15番6号
株式会社横田産業

登載依頼

熊本県立高等学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成21年8月14日

熊本県教育委員会委員長 中原 盛敏

熊本県教育委員会規則第12号

熊本県立高等学校学則の一部を改正する規則
熊本県立高等学校学則（昭和40年熊本県教育委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

別表（第4条関係）熊本県立八代東高等学校の部全日制の項中「普通科 商業科 情報ビジネス科」を「普通科 商業科 情報ビジネス科 情報会計科」に改める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。